

資産運用報告書の適正性に関する確認書

2020年2月13日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

不動産投資信託証券発行者名 日本プロロジスリート投資法人
(コード：3283)

代表者の役職・氏名 執行役員 坂下 雅弘
(署名)

坂下 雅弘



本投資法人の執行役員である坂下雅弘は、本投資法人の2019年6月1日から2019年11月30日までの第14期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が高不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下、「投信法」といいます。）に基づいて設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務等をプロロジス・リート・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しております。また、投信法に基づき、投資主名簿等の作成及び管理に係る事務、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務並びに資産の保管に係る業務等（以下、「一般事務等」と総称します。）を三井住友信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

なお、私は、本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、資産運用会社にて必要な情報を加味した上で作成しております。また、作成に際しては、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに会計監査人による監査を受けております。なお、提出にあたっては、投信法に基づき、本投資法人役員会の承認を得ております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で審議を行い、必要に応じて調査を実施しております。
- (2) 本投資法人の会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）より、投信法第130条に規定される監査を受け、監査報告書を受領しております。
- (3) 本投資法人の法律顧問（森・濱田松本法律事務所）より、投信法等に関する助言を受けております。また、税務については、KPMG 税理士法人の助言を受けております。
- (4) 資産運用会社の業務執行体制等について以下の事項を確認しております。

① 社内体制の確立及び運用

資産運用会社においては、組織規程により業務分掌と所管部署が明確化され、内部監査部署による内部監査が適時・適切に行われており、また全ての重要な経営情報について、同社の取締役会に適切に付議・報告されており、規定・判断基準・方針等が周知徹底されているほか、社内にはコンプライアンス部署が設置されています。

② 資産運用報告案作成・開示プロセス

資産運用会社においては、財務諸表及び関連する財務情報が、全ての重要な点において本投資法人の業績と状況を適切に表示していることを確認しており、また、資産運用報告案に関する作成責任部署による作成及び確認体制が整備されています。

③ 取締役会

資産運用会社においては、本投資法人に資産運用報告案を提出するにあたり、取締役会で作成責任者が作成過程及び検討結果の報告を行うとともに、所定の手続きを経ています。

以上